

議案第 6 5 号

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を次のように制定する。

平成 2 2 年 8 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 3 0 条の 4 4 第 8 項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口受付端末 市の電子計算組織と通信回線により接続された市が設置する専用の端末で、住民基本台帳カードを使用して暗証番号を入力することにより、証明書等の交付に係る請求を自動で行うことができる機能を有するものをいう。
- (2) 多機能端末 市の電子計算組織と通信回線により接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、住民基本台帳カードを使用して暗証番号を入力することにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。

(利用目的)

第3条 市長は、次に掲げるサービスの提供を目的として、住民基本台帳カードを利用するものとする。

- (1) 窓口受付端末を利用して住民票の写し（消除された住民票の写しを除く。以下同じ。）の交付の請求を受けるサービス及び多機能端末を利用して住民票の写しを交付するサービス
- (2) 窓口受付端末を利用して印鑑登録証明書（北本市印鑑条例（昭和51年条例第21号）第11条第1項に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の申請を受けるサービス及び多機能端末を利用して印鑑登録証明書を交付するサービス
- (3) 窓口受付端末を利用して戸籍謄本等（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍の謄本及び抄本並びに同法第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面をいう。）の交付の請求を受けるサービス
- (4) 窓口受付端末を利用して戸籍の附票（消除された戸籍の附票を除く。）の写しの交付の請求を受けるサービス

(利用申請)

第4条 住民基本台帳カードを利用して前条各号に掲げるサービスの全部又は一部の提供を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の住民基本台帳カードに利用情報（当該申請に係るサービスの提供に必要な情報をいう。）を記録するものとする。

(利用停止)

第5条 第3条各号に掲げるサービスの全部又は一部の提供を受けている者（以下「サービス利用者」という。）が当該提供を受けているサービスの全部又は一部の利用を停止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったとき又はサービス利用者について当該提供を受けているサービスの全部又は一部の利用を停止すべき事由が

あると認めたときは、当該サービス利用者に係るサービスの提供を停止するものとする。

(個人情報管理)

第6条 市長は、第3条各号に掲げるサービスを提供するに当たっては、住民基本台帳カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年2月1日から施行する。ただし、第3条第3号及び第4号の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(北本市印鑑条例の一部改正)

2 北本市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(印鑑登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている者又はその代理人に対し、登録番号を記載した印鑑登録証を直接交付するものとする。

2 市長は、印鑑の登録を受けている者が北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年条例第 号）第3条第2号に掲げるサービスについて同条例第4条第1項の申請をした場合には、前項の印鑑登録証に代えて、同条第2項に規定する利用情報を記録した住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）を直接交付するものとする。

3 前項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けた者は、印鑑

登録証を市長に返還しなければならない。

- 4 市長は、北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第2項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けた者に係るサービスの提供を停止したときは、当該者に対し、印鑑登録証を直接交付するものとする。

第8条第1項中「次に掲げる場合」を「印鑑登録証を著しく汚損又は損傷した場合」に改め、同項各号を削る。

第10条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により住民基本台帳カードを印鑑登録証として使用している者が印鑑の登録の証明を受けようとする場合は、自ら窓口受付端末（北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第1号に規定する窓口受付端末をいう。）又は多機能端末（同条例第2条第2号に規定する多機能端末をいう。）に住民基本台帳カードを使用して暗証番号を入力することにより市長に申請しなければならない。

第12条中「印鑑登録証」の次に「又は住民基本台帳カード」を加える。

（北本市手数料条例の一部改正）

- 3 北本市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（住民基本台帳カード交付手数料の徴収の特例）

- 4 平成23年2月1日から平成24年3月31日までの間に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項の規定により交付を求められた住民基本台帳カードの交付手数料については、第2条第1項第64号の規定にかかわらず、徴収しない。